

富山県情報公開審査会答申概要（答申第41号）

- 件 名 災害廃棄物の広域処理に関する資料に係る開示決定等処分に対する異議申立ての件
- 開 示 請 求 年 月 日 平成24年5月25日
- 実 施 機 関 の 決 定 日 平成24年7月9日
- 実 施 機 関 （ 担 当 課 ） 環境政策課
- 決 定 内 容 部分開示決定及び非開示決定
- 非 開 示 理 由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号（法人等情報）、第5号（審議、検討等情報）及び第6号（行政運営情報）等
- 異 議 申 立 て 年 月 日 平成24年8月16日
- 異 議 申 立 て の 内 容 本件処分を取り消し、全面的に開示を求める。
- 諮 問 年 月 日 平成24年9月19日
- 答 申 年 月 日 平成26年2月27日
- 争 点 実施機関が本件対象公文書を部分開示及び非開示とした決定の妥当性

○ 審 査 会 の 判 断

<結 論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定及び非開示決定は、妥当である。

<理 由>

本件対象公文書は、災害廃棄物の広域処理に関して、富山県が、関係する一部事務組合を含めた市町村（以下「関係市町村等」という。）と行った事務打合せに関する会議資料8件である。

実施機関は、非開示理由に関する基本的な考えとして、富山県及び関係市町村等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、検討途中の段階の未確定かつ未成熟な情報を公にすることで、外部からの干渉や圧力により当該検討・調整に不当な影響を受けるおそれがあるとともに、県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると説明する。

本件各対象公文書について、

- ・当該文書の内容
- ・実施機関が行った部分開示決定及び非開示決定の内容
- ・実施機関が行った非開示理由の説明
- ・実施機関が行った開示決定等に係る審査会の判断

の要旨は、それぞれ別紙のとおり。

(参 考)

○富山県情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(以下略)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) (略)

(5) 県、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア (略)

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ～オ (略)